

平成 24 年度第 1 回 冷凍空調規格委員会  
冷凍用圧力容器の溶接基準検討分科会  
議事概要

日 時 : 平成 25 年 2 月 12 日(火) 13:30~17:00

場 所 : 高圧ガス保安協会 第 4 会議室(11F)

出席者 : 委員 : 福田主査、伊藤、中尾、小倉、山本

KHK : 飯沼、鈴木

配付資料

資料 22 前回議事概要(案)

資料 23 分科会名簿

資料 24 冷凍用圧力容器の溶接基準改正 (案)

資料 25 冷凍保安規則関係例示基準

定足数報告 : 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

議 案 :

(1) 前回議事録の確認

資料 22 に基づき、前回の議事が確認され、議事概要が承認された。

(2) 冷凍用圧力容器の溶接基準改正の検討

資料 24 冷凍用圧力容器の溶接基準改正 (案) に関し、事務局より説明があり、次の質疑等が行われた。

○本基準の適用範囲は、冷凍則の適用を受ける冷凍用圧力容器 (容器) 及び可燃性ガス、毒性ガスに係る配管を対象とし、改正にあたっては、法令との整合性を優先する。

なお、表 2.1 分類番号(3)に規定している「低圧容器」は、表外の注 2 に設計圧力が 0.2MPa 未満としているため、法の適用がされないものであり、当該容器を除外することが適切と考えるかどうか検討することとした。

○特定則例示基準、別添 1 特定設備の技術基準の解釈第 39 条にて突合せ溶接部は機械試験を行うこととなっているが、特定則の質疑応答では、JIS 規格品である電気抵抗溶接管 STPG370E は、機械試験は不要とされているので、

本基準も同じ扱いとしていただきたい。

○本基準では、容器のうち、内容積 15L を超えるプレート形を追加することについては KHK の解釈であって METI の見解ではないため、明文化することは避ける。

○2.2「溶接継手の種類とその使用範囲は、表 2.1 による。」は、現行とおりとする。

○表 2.1 突合せ両側溶接継手 両側突合せ溶接継手 突合せ片側溶接継手（完全溶け込み溶接） について、例示基準と整合させるかどうか、小倉委員に検討をお願いした。

○表 2.1 備考欄中、同等以上については例示基準 24.溶接の備考 3)で 22.溶接効率の備考によるとあるので、両側突合せ溶接と同等以上みなされる片側突合せ溶接は、表 2.2 の備考によるとする。

○表 2.1 分類番号(7)使用範囲は、現行とおりとする。

○2.4 改正案の（6）は、19 頁にあるので、ここでは除く。

○2.11 棒ステーは、例示基準 24.11 では、ステーとなっている。

次回までに調査することとした。

○3. 溶接材料のなお書きにおける「これらの規格」には、特定則は含まれないものとする。

○4.溶接施工の JIS Z 3040(1995)溶接施工方法の確認試験方法は、JIS B 8285(2010)圧力容器の溶接施工方法の確認試験に変更されている。

### （3）その他

・次回は、本日の質疑を踏まえて事務局で資料を整理し、出来る限り早い時期に開催することとした。

以上